

## 消費生活協力団体について

## 1 協力団体の概要

消費者安全法及び山梨県消費生活条例に基づき、消費者の利益の擁護または増進を図るため、消費者安全の確保に関する活動に積極的に取り組む意欲があり、県内で広域に活動する団体を、協力団体として委嘱

## 2 活動内容

- (1) 消費者安全の確保に関する情報の住民への周知
- (2) 消費者安全の確保のための消費者教育、啓発活動等の実施
- (3) 住民の消費者被害、被害の恐れ等、消費者安全の確保に関する情報について市町村の相談窓口又は県民生活センターへ情報提供又は相談の取次ぎ
- (4) 高齢者等に対する消費者被害防止等に関する見守り活動、その他国又は地方公共団体等が行う施策への協力

## 3 委嘱期間

委嘱の日から2年間（申し出がない限り継続）

## 4 研修の実施

団体の職員に活動に必要な研修を実施（県が講師の派遣など必要な支援）

## 5 年間活動状況の報告

年1回6月末までに提出

## 6 委嘱団体（11団体）

## (1) 金融機関（5）

委嘱団体：山梨中央銀行 甲府信用金庫 山梨信用金庫 都留信用組合  
山梨県民信用組合

委嘱期間：平成29年4月1日～

## (2) 生活協同組合等（6）

委嘱団体：山梨県生活協同組合連合会 生活協同組合パルシステム山梨  
生活協同組合ユーコープ 生活クラブ生活協同組合  
山梨大学生活協同組合 山梨県労働者共済生活協同組合

委嘱期間：平成31年3月19日～

## 7 委嘱のメリット

- ・法に基づいて消費者被害の情報を市町村に提供することができる。  
（個人情報保護法の適用除外）
- ・市町村の消費者安全確保地域協議会の構成員の確保